



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 J-オイルミルズ
代表者名 代表取締役社長 八馬 史尚
(コード：2613 東証第一部)
問合せ先 ガバナンス推進部長 稲垣 朱郎
(TEL. 03-5148-7100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年6月22日開催予定の第15回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(社外取締役との責任限定契約)および第38条(社外監査役との責任限定契約)の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、定款第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月22日(木)	(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年6月22日(木)	(予定)

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

(下線は変更部分であります。)